

国家公務員退職手当法の適用を受ける非常勤職員等について

昭和60年4月30日

総人第260号

最終改正 平成26年5月29日総人恩総第412-1号

標記について、国家公務員等退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第1条第1項第2号、第10条並びに附則第3項第1号、第3号及び第6号イの規定に基づき、下記のとおり定めたので、通知します。

なお、国家公務員等退職手当法の解釈及び運用方針（昭和28年9月3日付け蔵計第1,832号）は廃止します。

記

- 1 国家公務員退職手当法施行令（以下「施行令」という。）第1条第1項第2号に規定する「内閣総理大臣の定めるところにより、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられていた日を含む。）が引き続いて12月を超えるに至ったもの」は、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、同項に規定する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者とする。
- 2 施行令第9条の9に規定する「内閣総理大臣の定めるところにより、引き続き職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が1月以上あるもの」は、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、施行令第1条第1項に規定する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が1月以上ある者とする。
- 3 前2項の「18日」には、次の各号に掲げる日を含むものとする。
 - 一 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定による休職、同法第82条の規定による停職、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第3条第1項の規定による育児休業その他これらに準ずる事由により勤務を要しないこととされた日（任命権者又はその委任を受けた者が当該事由がなければ勤務を要するものとして定めた日に限る。）
 - 二 育児休業法第26条第1項の規定による育児時間その他これに準ずる事由により勤務しない時間を勤務したものとみなした場合に、職員について定め

られている勤務時間以上勤務した日

三 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第23条の規定に基づく人事院規則により休暇を与えられた日（これに相当する日を含む。以下同じ。）

四 前三号に掲げる日に準ずる日

4 第1項及び第2項の「18日」には、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（実際に勤務した日及び休暇を与えられた日を除く。）を含まないものとする。

5 施行令附則第3項第1号に規定する内閣総理大臣の指定する法人は、次に掲げる法人とする。

一 旧横荘鉄道株式会社所属鉄道ほか3鉄道買収のための公債発行に関する法律（昭和12年法律第37号）に掲げる地方鉄道

二 旧富士身延鉄道株式会社及び白棚鉄道株式会社所属鉄道買収に関する法律（昭和16年法律第52号）に掲げる地方鉄道

三 旧留萌鉄道株式会社及び新潟臨港開発株式会社所属鉄道買収のための公債発行に関する法律（昭和16年法律第81号）に掲げる地方鉄道

四 旧北海道鉄道株式会社所属鉄道ほか11鉄道買収のための公債発行に関する法律（昭和18年法律第24号）に掲げる地方鉄道

五 旧昭和19年度一般会計歳出の財源に充てる等のための公債発行に関する法律（昭和19年法律第8号）に掲げる地方鉄道（朝鮮にあつたものを除く。）

6 施行令附則第3項第3号に規定する内閣総理大臣の指定する法人は、次に掲げる法人とする。

一 旧南満州鉄道株式会社

二 旧満州電信電話株式会社

三 旧華北交通株式会社

四 旧華北電信電話株式会社

五 旧華北広播協会

六 旧北支願中公司

七 旧華中鉄道株式会社

八 旧華中電気通信株式会社

九 旧蒙疆電気通信設備株式会社

7 施行令附則第3項第6号イに規定する内閣総理大臣の指定する職員は、次に掲げる職員とする。

一 旧満州帝国協和会の職員

二 旧満州開拓青年義勇隊訓練機関の職員

三 旧満州林産公社の職員（施行令附則第3項第6号イについては、施行令第1条第1項に規定する職員として在職していた者が昭和20年5月1日以後引き続き旧満州林産公社の職員となった場合における当該職員に限るものとし、同号ロについては、同年4月30日において旧満州国政府の職員としての在職していた者が同政府の当該業務の旧満州林産公社への引継ぎとともに同年5月1日以後引き続き同公社の職員となった場合における当該職員に限るものとする。）